

東京電力の対応に問題のある事例①

1 事案の概要

本件事故当時、自主的避難等対象区域であるいわき市に居住していた申立人らが、23年3月に水戸市に避難し、同年4月に避難を終了したことに伴い、避難費用、生活費増加費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

2 審理経過の特徴

- ・放射線量情報が乏しかった23年3月又は4月に自主的避難等対象区域から避難を開始した場合には、避難を開始する特段の合理性を確認するまでもなく、原則として、避難の開始に合理性を認めるのが、当センターにおける確立した和解先例である。
- ・東京電力が、上記の確立した和解先例を無視した主張をすることにより、和解成立が遅延した。

3 審理の経過

- 24.3.2 申立ての受付
- 24.4.4 被申立人の答弁書提出
- 24.5.9 第1回口頭審理期日。期日終了後調査官より口頭で和解案提案(回答期限 5.22)
23年3月から4月にかけて、いわき市から水戸市に避難したことに伴う避難費用(交通費、宿泊費)、生活費増加費用及び精神的損害の合計 610,051 円
- 24.5.22 申立人意見書
(別紙1: 申立人が「水道・ガスが使えないから避難した」旨説明しているというのは事実無根)
- 24.5.23 調査官から被申立人代理人に和解案維持と、新回答期限 24.6.4 を伝える。
- 24.6.4 被申立人意見書(別紙2:「申立人側において、被申立人に対して、避難の必要性をご主張されるのであれば、さらに本件原発事故により避難を余儀なくされた旨の具体的なご説明及びそのご説明に関する資料等のご提出をお願いする次第であります。」)
- 24.6.5 調査官から被申立人代理人に、和解案維持と、新回答期限 24.6.14 を伝える。
当センターのホームページに掲載されている 24.2.17 付け和解案提示理由書に「いわき市からの23年3月の避難開始には合理性がある」旨の記載があることを示す。
- 24.6.14 被申立人上申書(別紙3: 本件原発事故に伴って避難を余儀なくされたとの事情について、「十分ご説明をいただいていない状況下においては、申立人らの避難の必要性及び本件事故との因果関係の存否を明らかにすることなく仲介委員からの仲介の申出案に具体的に回答することができません。」)
- 24.6.15 調査官から、被申立人代理人に、回答期限を 6.21 に再設定し、受諾回答がなければ打ち切る旨告知
- 24.6.21 受諾回答(当初の回答期限よりも1か月遅れ)
- 24.7.9 調査官から被申立人代理人に、被申立人が記名押印した和解契約書を送付するよう指示。現在も、記名押印済みの和解契約書が送付されていない。

平成 年(東)第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年5月22日

上記被申立人代理人弁護士

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

意見書

被申立人は、仲介委員からの口頭による仲介の申出案につき、以下のとおり意見を申し述べます。

1、避難の必要性

仲介委員からは、申立人らに避難の必要性が当然に存在するものとして上記仲介の申出がなされております。

しかし、申立人らが本件事故当時に居住されていた福島県いわき市は、後に自主的避難等対象区域と指定された地域であり、本件事故により避難を余儀なくされる状況にはなかったものと思料致します。

申立人ら側は、周囲の住民や商店等が退去し、かつ水道やガスが使用できない等の状況から避難する必要性が存在した旨ご説明されておられます。

しかし、上記水道やガスの供給停止は、大地震自体により直接惹起したものであり、本件原発事故によるものではありません。又、周囲

の住民や商店の退去についても、大地震の影響により、水道やガスが供給されなくなったことによって生じたものと推察されます。

申立人側において、被申立人に対して、避難の必要性をご主張されるのであれば、さらに本件原発事故により避難を余儀なくされた旨の具体的な説明及びその説明に関する資料等（答弁書第三の①～④部分の資料等）のご提出をお願いする次第であります。従いまして、被申立人としましては、本件申立記載の事情及び申立人側のご説明のみでは、本件事故と避難及び避難に伴う諸々の損害との相当因果関係を認めることは困難であると考えます。

2、被申立人側の今後の対応

- (1) 本件申立人らが自主的避難区域内に居住されておられたことから、中間指針追補にて認められている賠償の範囲、つまり1名あたり金8万円の範囲にて賠償の対象とさせていただきます。但し、申立人■■■■様には、既に金8万円をお支払い済みであります。従いまして、■■■■様以外の申立人の方々に対し合計金24万円をお支払い致します。
- (2) 中間指針追補の基準によれば、自主的避難対象者の方々には、上記のとおり原則として金8万円を上限として賠償させていただくことになっております。しかし、本件期日における仲介委員のご意見をふまえ、被申立人としましては、申立人側で上記第1項説明資料（答弁書第三①～④資料）の提出若しくはご説明をいただくことを前提に、上記基準額に加え、避難に要した移動費用として金4700円（高速料金）は認めさせていただく方針であります。尚、賃貸借契約費用については、敷金の返還の問題、賃料・保険料の日割りの問題等につきご説明をいただいた後にそのお支払額につき検討させていただきたいと存じます。 以上

平成 年(東)第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年6月4日

上記被申立人代理人弁護士

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

意見書

被申立人は、仲介委員からの口頭による再度の仲介申出案につき、以下のとおり意見を申し述べます。

1、避難の必要性

この点につきましては、被申立人側からの平成24年5月22日付意見書に記載したとおり、申立人側には本件事故と避難との間に相当因果関係を基本的に認めることができない旨を回答させていただいております。

被申立人側としましても、仲介委員のご意向を踏まえ、本件事故と申立人側の避難を行ったことの相当因果関係を認めるに足りる資料のご提出を受け、その資料の内容を精査したうえで改めて判断をしたいと考えておりますが、従前ご提出及びご説明いただいている内容から、そのような判断をすることは非常に困難であると思料致します。

申立人側において、被申立人に対して、避難の必要性をご主張され

るのであれば、さらに本件原発事故により避難を余儀なくされた旨の具体的なご説明及びそのご説明に関する資料等（答弁書第三の①～④部分の資料等）のご提出をお願いする次第であります。

2、被申立人側の今後の対応

- (1) 本件申立人らが自主的避難区域内に居住されておられたことから、中間指針追補にて認められている賠償の範囲、つまり1名あたり金8万円の範囲にて賠償の対象とさせていただきます。但し、申立人ら4名に対して、既に合計金32万円をお支払い済みであります。
- (2) 中間指針追補の基準によれば、自主的避難対象者の方々には、上記のとおり原則として金8万円を上限として賠償させていただくことになっております。しかし、本件期日における仲介委員のご意見をふまえ、被申立人としましては、申立人側で上記第1項説明資料（答弁書第三①～④資料）の提出若しくはご説明をいただくことを前提に、上記基準額に加え、避難に要した移動費用として金4700円（高速料金）は認めさせていただく方針であります。尚、賃貸借契約費用（家賃・火災保険料等）については、敷金の返還の問題、賃料・保険料の日割りの問題等につき、仲介の申出案に至った根拠事情（中間指針・同追補・総括基準等）をお示しいただいた後にそのお支払額につき検討させていただきたいと存じます。
- (3) 謝礼部分につきましては、そもそも個人的な気持ちの表れであり、その実行や額については個人差があり一律に判断が難しい等の事情が存在しております。また、当該費用は、食料等援助に対するものが多いと見受けられますが、このような費用は避難しなくとも発生するものであります。以上の点から、当該請求につき

ましては、賠償対象とすることができないものと思料致します。

(4) 生活費増加分につきましても、前回意見書同様否認とさせていただきます。

以上

平成 年(東)第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年6月14日

上記被申立人代理人弁護士

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

上 申 書

被申立人は、仲介委員からの口頭による仲介の申出案につき、以下のとおり上申致します。

被申立人は、平成24年5月22日付意見書及び同年6月4日付意見書において、いずれにおいても、申立人らの避難の必要性及び避難と本件事故との相当因果関係の存在について明らかにしていただくための申立人による具体的なお説明及び根拠となる資料のご提出を一貫してお願いしております。しかるに、仲介委員からの仲介の申出案のご提示にいたるまで、申立人らからは、地震で水道やガスが使用できない状況となり、かつ近所の方々も移転するようになったので生活するために避難したとの主張がなされているに過ぎません。この申立人らのご主張によりますと、大震災によるライフラインの毀損などの事情は存在しても、本件原発事故に伴って避難を余儀なくされたとの事情をうかがい知ることができませ

ん。

これに関して、被申立人と致しましては、上記ご事情をご説明いただければ、仲介委員よりご提示いただいた①高速代金、②家賃、③火災保険料については、十分お支払いの検討余地があると考えております。

しかしながら、上記事項について、十分ご説明をいただけていない状況下においては、申立人らの避難の必要性及び本件事故との因果関係の存否を明らかにすることなく仲介委員からの仲介の申出案に具体的に回答することができません。従いまして、被申立人と致しましては、改めて、申立人より避難と本件事故との相当因果関係等を明らかにしていただくようお願い申し上げます。以上のとおり上申致します。

以上

東京電力の対応に問題のある事例②

1 事案の概要

本件事故当時、自主的避難等対象区域であるいわき市に居住していた申立人らが、23年3月に茨城県を經由して京都市に避難し、同年4月に避難を終了したことに伴い、避難費用、生活費増加費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

2 審理経過の特徴

- ・放射線量情報が乏しかった23年3月又は4月に自主的避難等対象区域から避難を開始した場合には、避難を開始する特段の合理性を確認するまでもなく、原則として、避難の開始に合理性を認めるのが、当センターにおける確立した和解先例である。
- ・東京電力が、上記の確立した和解先例を無視した主張をすることにより、和解成立が遅延した。

3 審理の経過

- 24.3.29 申立ての受付
- 24.4.25 被申立人の答弁書提出
- 24.5.23 書面審理により、仲介委員の和解案を提示(回答期限 6.7)
23年3月から4月にかけて、いわき市から茨城県を經由して京都市に避難したことに伴う避難費用(交通費、宿泊費)、生活費増加費用及び精神的損害の合計 620,260円
- 24.5.25 被申立人上申書
(「書面ないしは口頭審理期日を開催する等の方法により、被申立人に対しご説明いただきたく」)
- 24.6.13 被申立人意見書
(別紙:「福島県は、本件事故直後の少なくとも平成23年3月15日以降、県内のいわき市を含む複数の拠点で放射線量の測定を行い、随時、県をはじめマスメディアを通じてその結果を公表してきており、平成23年3月15日から同年4月23日までの間、申立人様らにおいて、放射線量の情報不足があったとのご指摘を到底受け入れることはできません。」)
- 24.6.18 回答期限を 6.22 に再設定し、受諾回答がなければ打ち切る旨被申立人に告知
- 24.6.20 受諾回答(当初の回答期限よりも2週間遅れ)
- 24.7.1 和解契約成立

平成 年 (東) 第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

上 申 書

平成24年6月13日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人

弁護士

弁護士

貴センターから提示された平成24年5月23日付け「和解案（全部和解）」に対し、被申立人の意見を申し上げます。

- 1 既にご指摘するまでもなく、自主的避難対象者への損害賠償については、中間指針追補により、一定の指針・基準が示されているだけではなく、平成24年2月14日に貴センターより総括基準が公表されており、自主的避難対象者が支出した実費等の損害の積算額が、中間指針の損害の目安となる金額（40万円又は8万円）を上回る場合に、賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するにあたっては4項目すなわち①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があった場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとされています。
- 2 この点、貴センターから仲介案が提示され、それが中間指針追補の額を上回るものであり、その根拠が示されなかったため、被申立人としては平成24年5月25日付け上申書を提出して、同仲介案の根拠を、書面ないしは口頭審理期日を開催する等の方法によりご説明いただけますよう、上申いたしました。

- 3 その結果、同年6月8日、調査官よりご連絡をいただき、各損害項目で認められた損害の内訳と、その根拠について、電話にて口頭でご説明を受けました。なお、書面でのご回答をいただけないかとお願ひしたのですが、残念ながら、無理であるとのことでした。

その電話でのご説明の結果、中間指針追補の基準を上回る実費を、賠償すべき損害として認める根拠は、「避難を開始した時期と継続期間については放射線量の情報不足があった。しかも、その期間に支出した実費としては、例えばものすごく高価な宝石を買っただとかそういうものではなくて、すべて泊まったり、逃げたりするための損害であり、支出した項目の性質をも考慮して、賠償すべき実費と判断した。」との回答をいただきました。

- 4 しかし、上記根拠の下で、中間指針追補を上回る実費分の賠償を行うことは、避難圏内の避難者との関係で、不公平を生み、合理性に欠けると言わざるを得ません。

すなわち、そもそも避難を開始した時期と継続期間中について、放射線量の情報不足があったという点ですが、申立人らが避難を開始したのは平成23年3月15日であり、その後同年4月23日までの39日間も避難を継続されています。

この点、福島県は、本件事故直後の少なくとも平成23年3月15日以降、県内のいわき市を含む複数の拠点で放射線量の測定を行い、随時、県をはじめマスメディアを通じてその結果を公表してきており（乙1）、平成23年3月15日から同年4月23日までの間、申立人様らにおいて、放射線量の情報不足があったとのご指摘を到底受け入れることはできません。

- 5 このような状況下において、申立人様らにおいて、39日間も、放射線量の情報不足に陥らざるを得なかったとのご事情について、貴センターにおいて、申立人様らからどのような聴取がなされたのかについては、その内容は一切お伝えできませんでした。

したがって、被申立人としては、申立人様らが39日間もの間、放射線量の情報不足に陥らざるを得なかったような他人と異なった特別な事情は存在しなかったと言わざるを得ず、そうであれば、貴センターからは「本和解案が、本件事案についての判断である」とは言われながらも、自主的避難対象区域内の自主的避難実行者には、遅くとも4月23日までの間は、押し並べて同様の理屈により中間指針追補を上回る実費が賠償される、との結論に辿り着かざるを得なくなります。

6 これでは、中間指針追補の自主的避難等に係る損害と異なった基準を設けるに他なりません。

また、避難指示等により余儀なくされた避難者と同様の取り扱いと言わざるを得ず、「賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとするは、必ずしも公平かつ合理的でも」ありません（中間指針追補7頁目の2）参照）。

貴センターが提示した和解案について言えば、少なくとも自主的避難継続中の避難費用（交通費と宿泊費）については、その全額が認められていますが、それを受け容れることは困難だと思料いたします。

以上

東京電力の対応に問題のある事例③

1 事案の概要

本件事故当時、釣具・釣舟業を営む有限会社に雇用される歩合制の釣船船長をしていた申立人が、本件事故により、釣舟屋について漁協が船出を禁止し、収入がなくなったとして損害賠償を求めた事例。

2 審理経過の特徴

- ・和解案提案後に、被申立人がそれまで主張のない新たな事項を主張して和解案の再考を求めたため、和解成立が遅延した。
- ・被申立人による新たな事項の主張は、和解案を再考するに値しないものにすぎず(証拠として提出された随意契約理由書は、その記載(港が地震・津波により復旧・応急工事を行う必要がある)から港の状況全体が推測できるものではなく証拠価値はゼロ。)、この主張をすること自体が手続の遅延を意図したものと言わざるを得ない。

3 審理の経過

- 24.2.1 申立ての受付(総額240万円の就労不能損害を請求。月額20万円の計算)
- 24.3.2 被申立人の答弁書提出
- 24.4.12 第1回口頭審理期日
- 24.5.10 和解案提案(23年5月までは地震・津波の影響による操業不能と認定し、23年6月から24年1月までの8か月間につき月額20万円、合計160万円の支払を提案。回答期限 24.5.23)。申立人は、5.23までに受諾。
- 24.5.16 被申立人意見書及び乙3号証提出(別紙1)
- 24.6.1 被申立人意見書及び乙4号証提出(別紙2)
- 24.6.7 調査官から被申立人代理人に和解案維持と早急な回答を指示(別紙3)
- 24.6.20 調査官から被申立人代理人に和解案に対する早急な回答を指示(別紙4)
- 24.6.20 被申立人意見書提出(別紙5)
- 24.7.3 調査官から被申立人代理人に、電話で、受諾しなければ打ち切る旨通告
- 24.7.4 被申立人が和解案受諾

平成 年 (東) 第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年5月16日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人 弁護士

表記案件について、平成24年5月10日に和解案金額一覧をご提示いただいておりますが、以下の点について見直し願います。

1 始期について

乙3 (「^A ホームページ」より取得) のとおり、^A 漁港においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波により、漁港施設が広範囲に被災しており、平時においても堤内地側に海水が浸入し、隣接する一連の施設及び背後地に甚大な被害を与えており、^A 港湾建設事務所において土木業者との間で、着工を平成23年5月2日、完成を同年8月31日とする大型土のう工、航路泊地障害物除去、^A 支承施設の工事が行われているとされています。

このような状況について、申立人からは口頭審理においても説明がなされていない中で、被申立人は^A のホームページを手掛かりに平成23年6月1日から^A の店舗営業を再開していることなどから、早くても5月までは地震、津波による影響が事業の再開を阻んでいたことが認められると主張していたが、今般、乙3の情報を得ましたので、客観性、公平の観点から始期の見直しをお願いします。

具体的には、現時点における情報からは少なくとも8月末日までは、地震、津波による影響が事業の再開を阻んでいたことが認められるものとして、賠償対象期間の始期としては平成23年9月1日以降と考えます。

2 終期について

終期については、平成23年11月末日か平成24年2月末日のいずれかでお願いしたいと考えます。

以上

年 月 日

様式2

当初・変更

港務局事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

暫定契約 23年 5月 2日

年度	事項	本契約	23年 8月24日
工事番号	工事名	着工	23年 5月 2日
入札執行年月日	23年 8月 23日	発注種別	01 一般土木工事
完 成	23年 8月31日	発注標準等級	
審議番号	公所	本庁	
路線・河川名	A 瀬港	予定価格	
工事箇所	自		
至			
工事概要	大型土のう工	航路泊地障害物除去	

落札コード 業者名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]
		(1) [] (2) [] (3) [] (4) []	[]

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約理由書

平成 28 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの土木施設が甚大な被害を受けている。

特に大津波により、**〇〇**漁港の漁港施設が広範囲に被災しており、平時においても用地内に海水が浸入し、被災施設の増破及び背後地に甚大な被害を与えていることから、応急工事を緊急に施行する必要がある。

このため、当事務所から受注実績があり、施設状況を熟知し、災害復旧工事に関する豊富な経験と実績を有する **〇〇**と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び **〇〇**財務規則施行通達第 269 条関係 1 の (1)に基づき単独により随意契約を致したい。

23年7月4日

様式2

当初・変更

港湾建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

暫定契約 23年5月2日

年度	事項	契約	23年7月1日
工事番号	工事名	着工	23年5月2日
入札執行年月日	23年6月30日	発注種別	01一般土木工事
審議番号	公所	本庁	発注標準等級
路線・河川名	給港	予定価格	
工事箇所	自	至	
工事概要	支取設置		

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約理由書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの土木施設が甚大な被害を受けている。

特に大津波によりA 漁港

応急工事を緊急に施行する必要がある。

このため、当事務所から受注実績があり、施設状況を熟知し、P・C 上部工工事に関する豊富な経験と実績を有する と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び 財務規則施行通達第 269 条関係 1 の(1)に基づき単独により随意契約を致したい。

様式2

当初 変更

建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

暫定契約：23年5月2日

年度	事項	契約	23年8月2日
工事番号	工事名	着工	23年5月2日
入札執行年月日	23年8月2日	発注種別	01 一般土木工事
完成	23年10月31日	発注種別等級	
養護番号	公所	本庁	
路線・河川名	A 漁港海岸	予定価格	
工事箇所	官		
至			
工事概要	消波ブロック工		

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約理由書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの土木施設が甚大な被害を受けている。

特に大津波により、**△**漁港海岸の海岸保全施設が広範囲に被災しており、平時においても堤内地側に海水が浸入し、隣接する一連の施設及び背後地に甚大な被害を与えていることから、応急工事を緊急に施行する必要がある。

このため、当事務所から受注実績があり、施設状況を熟知し災害復旧工事に関する豊富な経験と実績を有する **△**と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び **△**財務規則施行通達第 269 条関係 1 の(1)に基づき単独により随意契約を致したい。

平成 年 (東) 第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年6月1日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人 弁護士

表記案件について、以下のとおり回答いたします。

申立人によれば、^B の釣り船の営業拠点は、^A 漁港ではなく ^B 港であるところ、^B 港においては東北地方太平洋沖地震による大津波の被害が釣り船の操業を妨げるほどのもので無かったとのご説明のようです。

しかしながら、乙4のとおり、大津波により、^B 港においても「沖防波堤、岸壁が被災し、通常の状態においても海水が用地内に侵入し、被災施設の増破および背後地に新たな被害を与える恐れがある。」「外郭施設、岸壁、道路等が壊滅的な被害を受けたが、被災地復興のためには物流機能の正常化が不可欠であり、早期に港湾施設を復旧する必要がある。」と記載されていることから甚大な被害を受けていることは明らかです。

そして、乙4によれば、上記被災による工事の完成時期は平成23年12月26日、平成24年10月5日とされていることから、^B の釣り船の営業拠点が ^B 港であるならば、地震、津波による影響が ^B の釣り船事業の再開を阻んでいたものと考えるのが妥当と思料いたします。

以上

年 月 日

様式 2

当初 変更

株式会社 〇〇〇〇事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

暫定契約 23年 4月13日

年災		事項		契約	23年12月 2日
工事番号		工事名		着工	23年 4月13日
入札執行年月日	23年12月 1日	発注種別	01 一般土木工事	完成	23年12月26日
審議番号	B	公所	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	〇〇港外			予定価格	
工事箇所	自				
	至				
工事概要	瓦礫撤去工 舗装補修工 仮設施設設置工				

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
		(1) 〇〇〇〇	(2) 〇〇〇〇
		(3) 〇〇〇〇	(4) 〇〇〇〇
		(1) 〇〇〇〇	(2) 〇〇〇〇
		(3) 〇〇〇〇	(4) 〇〇〇〇
		(1) 〇〇〇〇	(2) 〇〇〇〇
		(3) 〇〇〇〇	(4) 〇〇〇〇
		(1) 〇〇〇〇	(2) 〇〇〇〇
		(3) 〇〇〇〇	(4) 〇〇〇〇
		(1) 〇〇〇〇	(2) 〇〇〇〇
		(3) 〇〇〇〇	(4) 〇〇〇〇
		(1) 〇〇〇〇	(2) 〇〇〇〇
		(3) 〇〇〇〇	(4) 〇〇〇〇
		(1) 〇〇〇〇	(2) 〇〇〇〇
		(3) 〇〇〇〇	(4) 〇〇〇〇

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約理由書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの港湾が甚大な被災を受けている。

特にA港は大津波により沖防波堤、岸壁が被災し、通常の状態においても海水が用地内に浸入し、被災施設の増破および背後地に新たな被害を与える恐れがある。

よって緊急に現場養生のための応急工事を行う必要があるが、B港の平成〇〇年度の港湾漁港管理委託業務の受注者であり、海上工事に豊富な実績を有する地元業者である〇〇〇〇と地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号 及び〇〇〇財務規則施行通達 第269条関係1の(1)に基づき単独により随意契約を致したい。

当初・変更

港海建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年次		事項		契約	23年12月6日
工事番号		工事名		竣工	23年12月6日
入札執行年月日	23年12月2日	発注種別	01 一般土木工事	完成	24年10月5日
寄附番号	B 公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	港			予定価格	
工事箇所	自				
工事概要					

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所			
		入札額及び併入札額		落札額（契約額）	
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]
	3	(1) [Redacted]	(2) [Redacted]	(3) [Redacted]	(4) [Redacted]

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

当初・変更

港湾建設事務所

入札（見積）執行開書入札等（契約）結果書

年次		事項		契約	年 月 日
工事番号		工事名		着工	年 月 日
入札執行年月日	23年12月 2日	発注種別	01 一般土木工事	完成	年 月 日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	港			千両価格	
工事箇所	自				
工事概要					

業者ニ一 下 業 者 名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額(契約額)
	3	(1) (3)	(2) (4)
		(1) (3)	(2) (4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約理由書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの土木施設が甚大な被害を受けている。

特に大津波により^B■■■■港では外郭施設、岸壁、道路等が壊滅的な被害を受けたが、被災地復興のためには物流機能の正常化が不可欠であり、早期に港湾施設を復旧する必要がある。

このため■■■■港湾建設事務所から受注実績があり、当該復旧工事に関する豊富な経験と実績を有する会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約をしたい。

平成24年6月7日 木曜日

FAX 連絡書

To.

被申立人代理人 弁護士 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

From.

原子力損害賠償紛争解決センター 原子力損害賠償紛争和解仲介室

〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 (COI新橋ビル3F)

TEL: [REDACTED] / FAX: [REDACTED]

主任調査官 [REDACTED]

全枚数 (本票を含む) : 1 枚

事件番号 平成[REDACTED]年(東)第[REDACTED]号

申立人 [REDACTED]

被申立人 東京電力株式会社

標記の事件 (以下「本件」) について、仲介委員の指示によりご連絡します。

平成24年6月1日付回答書等を当仲介パネルにて受領し、検討しましたが、本書面等のみからは、申立人が、平成23年6月以降[REDACTED]港を使用できなかったとの心証はとれず、有効な反論ではないと思料します。よって、当仲介パネルの和解案は変更しません。

本件については、和解案の提示を行い、すでにその回答期限である5月23日を大幅に渡過しております。

つきましては、被申立人においては、提示した和解案の受諾の可否について早急に回答ください。

なお、最近、仲介パネルが提示した和解案についての回答期限の渡過が他事件においても複数みられるようになり、当センターとしては大いに憂慮しているところです。本件についても、上記類型に該当する事件として当センターにおいて報告済みですので、ご留意ください。

以上

平成24年6月20日 水曜日

FAX 連絡書

To.

被申立人代理人 弁護士 [REDACTED] FAX [REDACTED]

From.

原子力損害賠償紛争解決センター 原子力損害賠償紛争和解仲介室
〒105-0004 東京都港区新橋 1-9-6 (COI 新橋ビル3F)

TEL: [REDACTED] / FAX: [REDACTED]

主任調査官 [REDACTED]

全枚数 (本票を含む) : 1 枚

事件番号 平成 [REDACTED] 年 (東) 第 [REDACTED] 号

申立人 [REDACTED]

被申立人 東京電力株式会社

標記の事件 (以下「本件」) について、仲介委員の指示によりご連絡します。

被申立人の希望により、先日申立人から、申立人が使用する予定であった釣り船の
写真が証拠として提出されておりますが、仲介委員から提示した和解案の検討状況は
いかがでしょうか。

すでに和解案提示 (5月23日) から1ヶ月近くが経過しておりますので、早急にご回答ください。

以上

平成[]年(東)第[]号

申立人 []

被申立人 東京電力株式会社

平成24年6月20日

原子力損害賠償紛争解決センター

ご担当 [] 調査官 殿

ファックス []

被申立人代理人 弁護士 []

表記案件について、以下のとおり再調査願います。

当職にて、[]が釣り船を停泊されているとする[]港湾建設事務所 []
[]に架電し、聞き取りを行ったところ、以下の回答を得ました。

- ・ **B**港には[]の埠頭があり、うち[]は復旧しているが、その余は復旧していない。
- ・ 復旧した[]の埠頭については、貨物、石炭を運ぶ船については、暫定的に使用を認めているが、その他の船の使用は認めていない。
- ・ 釣り船や漁船が停泊しているとすれば、おそらく被害が大きかった[]から移動されたものだと思うが、使用を認めるものではなく停泊を黙認しているものである。

以上の次第であり、当職の電話聴取の限りでは、**B**港は未だ使用ができない状態と思われま

なお、上記は当職の聴取の結果であるため、公平を期するために、調査官においても[]
[]港湾建設事務所に直接ご確認いただければと存じます。

以上

東京電力の対応に問題のある事例④

1 事案の概要

本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら(両親及びその子)が、子の通学していた専修学校が警戒区域(双葉町)にあり、本件事故後閉鎖されたため、学業を継続するために転校することを余儀なくされたことから、転校に伴う実費等の賠償を求めた事例。

2 審理経過の特徴

- ・ 仲介委員が、被申立人に対し、転校に伴う実費等を中間指針第3-8(「政府による避難等の指示等に係る損害について」「就労不能等に伴う損害」)に基づいて検討するよう指示したところ、被申立人が「通学していた学校が警戒区域内にあったため、本件事故により転校を余儀なくされた場合について、中間指針や追補等に何ら定めはありません。」として、仲介委員の指示を拒否(自主的避難の8万のみ賠償と主張)。
- ・ 被申立人が、不当に認否を1か月遅延させた。

3 審理の経過

24.2.22 申立ての受付

24.3.22 被申立人の答弁書提出(別紙1 全損害項目について認否留保しつつ、自主的避難の8万のみ賠償と主張)

24.4.6 仲介委員による合議(パネル協議期日)

24.5.28 調査官から被申立人代理人に対し、書類を送付(別紙2)。

通学先が警戒区域内にあったために転校を余儀なくされたので、転校に伴う実費等は原則として賠償されると解する余地があるとの仲介委員の心証を書面で開示。また、これらの資料が揃えば損害項目の大半について認否することは十分可能であるため、留保している認否を明らかにするよう指示。回答期限6月15日。

24.6.18 被申立人意見書(別紙3 「通学していた学校が警戒区域内にあったため、本件事故により転校を余儀なくされた場合について、中間指針や追補等には何ら定めはありません。」、「本件事故により生活の糧となる収入が減少、あるいは完全に断たれたという関係にはありません。したがって、上記中間指針を本件において類推適用することも理論的に困難だと考えます。」)

また、留保していた認否が明らかにされることもなかった。

24.6.19 第1回口頭審理期日

仲介委員から被申立人に対し、上記被申立人意見書の考え方は誤っていることを伝えるとともに、再度、認否を明らかにするよう指示。回答期限7月13日。

24.7.6 センターが「東京電力株式会社の対応に問題のある事例」を、総括委員会所見とともに公表。

24.7.13 被申立人主張書面(1)(被申立人が認否。転校に伴う実費等を認める。)

(現在進行中)

平成 [] 年 (東) 第 [] 号
申立人 []
被申立人 東京電力株式会社

正
本

別紙1

答 弁 書

平成24年3月22日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

(被申立人)

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表者代表取締役 西澤俊夫

(指定通知場所)

〒 []
[]
電話 []
FAX []
被申立人代理人 弁護士 []

〒 []
[]
電話 []
FAX []
被申立人代理人 弁護士 []

第1 経過の概要（請求状況及び支払状況）は次のとおり。

補償金の種別	請求の有無	支払の有無	支払金額 支払日時	参考事項等
仮払補償金	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	—	
本払補償金	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	—	

第2 申立金額に対する認否は次のとおり。

損害項目	申立人の主張額	認否	否認・認否留保の理由	予想される争点及び 被申立人の主張
避難費用 1 (1) 交通費	240,000円（=月 額20,000円×12 か月）	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
(2) 謝礼, 引越 越し費用など	28,350円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (1) 家電等・自 転車	410,000円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (2) 二重生活に よる光熱費	妥当な額	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。

2. 生活費増加分 (3) 転校による 授業料	143,090円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (4) 転入費+銀 行手数料	78,970円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (5) 通学時カッ パ・防寒着	20,000円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (6) ゲーム機	30,000円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
3. 減収損害	600,000円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
4. 精神的損害	妥当な額	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。

以上

被申立人の主張・意見は次のとおりです。

第1 申立人への賠償の前提

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった方（以下「自主的避難等対象者」といいます。）が、放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けられた場合の損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会における中間指針追補により、一定の指針・基準が示されております。

したがって、被申立人としましては、申立人が原子力事故発生当時に自主的避難等対象区域に居住していたことが確認できれば、申立人のご請求については、中間指針追補に示された8万円をお支払いする方針です。

また、交通費や生活費増加費用等の実費のご請求につきましては、中間指針追補において「これらを合算した額を同額として算定するのが公平かつ合理的な算定方法と認められる」と規定されております。

一方、原子力損害賠償紛争解決センターの統括基準によれば、「当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、以下の要素を総合的に考慮するもの」とされ、各要素として①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があつた場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期が挙げられています。

そこで、被申立人としましては、申立人の請求している二重生活における生活増加分等の請求において、転校に関するご事情が上記の各要素に該当するか否かを確認させていただくとともに、申立人が通学している■■■■学校からの指示にて郡山へ転入をした経緯や、他に自宅から通える距離に■■■■学校はなかったのか等のご事情を明らかにしていただいたうえで、仲介委員のご意見を踏まえつつ、中間指針追補に示された額の増額について別途検討させていただきたいと考えております。

以上

平成24年5月28日

送付状

To:

東京電力株式会社代理人

弁護士

From:

原子力損害賠償紛争解決センター 原子力損害賠償紛争和解仲介室

〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 (COI新橋ビル3F)

TEL: / FAX:

Email:

調査官

事件名: 平成 年(東)第 号 申立人

- 1 上記事件の口頭審理期日を下記のとおり実施しますので、何卒よろしくお願いたします。

記

事 件 平成 年(東)第 号 申立人
 日 時 平成24年6月19日(火) 午後12時30分～午後2時30分
 場 所 原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所4階(最寄駅:新橋駅)
 ※申立人は電話会議にて参加予定

- 2 申立人の主張を整理した電話聴取報告書2及びその根拠となる資料一式並びに同報告書添付の別紙2を調査官が修正したものを送付いたします。
 修正したものを作成した経緯としては、①電話聴取報告書2を作成後、申立人の本賠償請求の書類一式のご提供を受け、②その中で平成23年4月分の電気料金を示す資料(「その他請求明細」の領収書番号5)が新たに見つかったため、③その資料を反映した金額に別紙2を修正したというものです。申立人には、別紙2をそのように修正することについて、了解を得ております。
- 3 今回の送付書類及び既にお送りしている平成24年4月6日付電話聴取報告書に基づき、答弁書で留保していた認否を、6月15日(金)までに書面にて明らかにして下さい。

なお、被申立人は、答弁書において、申立人らを「自主的避難等対象者」と位置づけて認否しておられますが、仲介委員としては、申立人は、いわゆる自主的避難として双葉町の学校から郡山市の学校に転校したわけではなく、双葉町の学校が警戒区域内に入ったために転校を余儀なくされたものであることか

ら、「対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業を余儀なくされた」(中間指針第3-8備考7)場合に類似するものとして、負担した(増加した)実費は原則として賠償されると解する余地があるものと理解しております。

そのため、認否をされるにあたっては、申立人[]を「自主的避難等対象者」として捉えた場合の認否に加えて、「対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業を余儀なくされた」(中間指針第3-8備考7)と捉えた場合の仮定的な認否も併せてご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

その他、何かご不明な点があれば、担当調査官までお問い合わせ下さい。

送付書類

1. 電話聴取報告書 2
2. 写真アルバム一式
3. 電気代・ガス代・水道代の資料一式(通帳、請求書等)
4. 別紙 2 (調査官修正版)

以上

平成 年 (東) 第 号
申立人
被申立人 東京電力株式会社

意見書

平成24年6月18日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

(被申立人)

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表者代表取締役 西澤俊夫

(指定通知場所)

〒
電話
FAX
被申立人代理人 弁護士

〒
電話
FAX
被申立人代理人 弁護士

被申立人の主張・意見は次のとおりです。

第1 申立人様のお立場について

- 1 申立人様について、「自主的避難等対象者」ではなく、「対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業を余儀なくされた」（中間指針第3—8備考7）者として、検討するよう仲介委員よりご指示がありました。
- 2 (1) まず、本件のように、通学していた学校が警戒区域内にあったため、本件事故により転校を余儀なくされた場合について、中間指針や追補等には何ら定めはありません。
(2) また、上記「対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業を余儀なくされた」場合に、その者が被った損害の賠償が必要となるのは、被害者が生活の糧となる収入が減少、あるいは完全に断たれたと判断されるためです。
しかるに、本件においては、通学されていた学校が警戒区域内にあって転校を余儀なくされたとはいえ、本件事故により生活の糧となる収入が減少、あるいは完全に断たれたという関係にはありません。したがって、上記中間指針を本件において類推適用することも理論的に困難だと考えます。
- (3) さらに、申立人によりますと、自宅から通える仙台の学校は末に定員オーバーであったことなどから、転校先の学校に通わざるを得なかったと主張されておりますが、ご自宅周辺には学校もあることから、かかる学校に転校することができなかった理由についてもご説明願いたいと存じます。

以上